

こ成環第 105 号  
こ支虐第 75 号  
6 文科初第 2631 号  
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

こども家庭庁支援局長  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

「利用者支援事業の実施について」の一部改正について

標記については、「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付  
けこ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号こども家庭庁成育局  
長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「実施要  
綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を  
別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたの  
で通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知を  
お願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。